

## 目次

### 規則

- 私立学校法等施行細則の一部を改正する規則（私学・公益法人課）
- 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則（建築宅地課）

### 訓令甲

- 勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）

### 告示

- 農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第2号漁業者）（水産林政総務課）
- 都市計画事業の事業計画変更の認可（3件）（都市環境課）
- 公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）に定める各種手数料の徴収事務の委託（警察本部会計課）
- 指定納付受託者の指定（同）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（北部地方振興事務所）
- 土地改良区の定款変更の認可（同）

### 公告

- 令和5年度情報公開制度の運用状況の公表について（県政情報・文書課）
- 令和5年度個人情報保護制度の運用状況の公表について（同）
- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（2件）（教育庁特別支援教育課）

次の規則をここに公布する。

令和8年3月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 15 号 私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

宮城県規則第 16 号 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則

### 私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

私立学校法等施行細則（昭和53年宮城県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告又は届出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 学校法人にあつては、理事長又は代表業務執行理事の就任及び退任のあつたとき。</p> <p><u>(8) 学校法人（文部科学大臣が所轄庁である学校法人に限る。次号において同じ。）にあつては、私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）第46条第1項各号に掲げる事項（私立大学及び私立高等専門学校に係る事項を除く。）に係る寄附行為の変更をしたとき。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> [略]</p> <p>(知事に提出する申請書等の様式)</p> <p>第5条 学校教育法、法、これらの法律に基づく命令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書等の様式は、別表第2の当該各項に対応する様式第1号から<u>様式第48号</u>までによるものとする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第7条 第3条及び第4条（第7号及び<u>第10号</u>に限る。）の規定は法第152条第5項の法人について、第4条（第7号、<u>第8号</u>及び<u>第9号</u>を除く。）の規定は私立の専修学校及び各種学校について準用する。</p>	<p>(報告又は届出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 学校法人にあつては、理事長の就任及び退任のあつたとき。</p> <p><u>(8) 学校法人にあつては、理事（理事長を除く。）の代表権の異動があつたとき。</u></p> <p><u>(9) 学校法人（文部科学大臣が所轄庁である学校法人に限る。次号において同じ。）にあつては、私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）第4条の3第1項各号に掲げる事項（私立大学及び私立高等専門学校に係る事項を除く。）に係る寄附行為の変更をしたとき。</u></p> <p><u>(10)・(11)</u> [略]</p> <p>(知事に提出する申請書等の様式)</p> <p>第5条 学校教育法、法、これらの法律に基づく命令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書等の様式は、別表第2の当該各項に対応する様式第1号から<u>様式第49号</u>までによるものとする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第7条 第3条及び第4条（第7号、<u>第8号</u>及び<u>第11号</u>に限る。）の規定は法第64条第4項の法人について、第4条（第7号、<u>第9号</u>及び<u>第10号</u>を除く。）の規定は私立の専修学校及び各種学校について準用する。</p>

別表第2（第5条関係）

様式第1号～様式第14号 [略]

様式第15号 学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）寄附行為認可申請書

様式第16号 学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）寄附行為変更認可申請書

様式第17号 学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）解散認可（認定）申請書

様式第18号 学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）合併認可申請書

様式第19号 学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）組織変更認可申請書

様式第20号 学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）寄附行為補充請求書

様式第21号～様式第33号 [略]

様式第34号 学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）解散届

様式第35号～様式第37号 [略]

様式第38号 理事長等就任（退任）報告書

様式第39号 役員等変更届

様式第40号～様式第48号 [略]

別表第2（第5条関係）

様式第1号～様式第14号 [略]

様式第15号 学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）寄附行為認可申請書

様式第16号 学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）寄附行為変更認可申請書

様式第17号 学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）解散認可（認定）申請書

様式第18号 学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）合併認可申請書

様式第19号 学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）組織変更認可申請書

様式第20号 学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）寄附行為補充請求書

様式第21号～様式第33号 [略]

様式第34号 学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）解散届

様式第35号～様式第37号 [略]

様式第38号 理事長就任（退任）報告書

様式第39号 理事代表権異動報告書

様式第40号 役員変更届

様式第41号～様式第49号 [略]

様式第 1 号

[略]  
学校（専修学校、各種学校）設置認可申請書  
[略]

添付書類  
1～23 [略]  
24 設置者（法人の場合は役員等）の履歴書  
25 設置者（法人の場合は役員等）が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類（誓約書）  
26～30 [略]

様式第 2 号～様式第 4 号 [略]

様式第 5 号

[略]  
学校（専修学校、各種学校）設置者変更認可申請書  
[略]

添付書類  
1～4 [略]  
5 新設置者（法人の場合は役員等）の履歴書  
6 新設置者（法人の場合は役員等）が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類（誓約書）  
7 新役員等の名簿  
8～16 [略]

様式第 6 号～様式第 14 号 [略]

様式第 1 号

[略]  
学校（専修学校、各種学校）設置認可申請書  
[略]

添付書類  
1～23 [略]  
24 設置者（法人の場合は代表者）の履歴書  
25 設置者（法人の場合は代表者）の役員欠格事由に該当しない旨の宣誓書  
26～30 [略]

様式第 2 号～様式第 4 号 [略]

様式第 5 号

[略]  
学校（専修学校、各種学校）設置者変更認可申請書  
[略]

添付書類  
1～4 [略]  
5 新設置者（法人の場合は代表者）の履歴書  
6 新設置者（法人の場合は代表者）の役員欠格事由に該当しない旨の宣誓書  
7 新役員名簿  
8～16 [略]

様式第 6 号～様式第 14 号 [略]

様式第15号

[略]

学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）寄附行為認可申請書

このたび、学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）を設立したいので、私立学校法第23条第1項（第152条第6項において準用する同法第23条第1項）の規定により申請します。

[略]

添付書類

- 1～13 [略]
- 14 役員等の就任承諾書
- 15 役員等の履歴書
- 16 役員等が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類（誓約書）

17～21 [略]

様式第16号

[略]

学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）寄附行為変更認可申請書

このたび、学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）の寄附行為を変更したいので、私立学校法第108条第3項（第152条第6項において準用する同法第108条第3項）の規定により申請します。

[略]

様式第15号

[略]

学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）寄附行為認可申請書

このたび、学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）を設立したいので、私立学校法第30条第1項（第64条第5項において準用する同法第30条第1項）の規定により申請します。

[略]

添付書類

- 1～13 [略]
- 14 役員等の就任承諾書
- 15 役員等の履歴書
- 16 役員の中に、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類
- 17 役員が役員欠格事由に該当しない旨の宣誓書
- 18 監事が当該学校法人等の理事、評議員又は職員と兼ねていない旨の宣誓書

19～23 [略]

様式第16号

[略]

学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）寄附行為変更認可申請書

このたび、学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）の寄附行為を変更したいので、私立学校法第45条第1項（第64条第5項において準用する同法第45条第1項）の規定により申請します。

[略]

様式第17号

[略]

学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）解散認可（認定）申請書

このたび、学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）を解散したいので、私立学校法第109条第3項（第152条第6項において準用する同法第109条第3項）の規定により申請します。

[略]

様式第18号

[略]

学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）合併認可申請書

このたび、下記のとおり合併したいので、私立学校法第126条第3項（第152条第6項において準用する同法第126条第3項）の規定により申請します。

記

- 1 合併後存続する学校法人又は私立学校法第152条第5項の法人（以下「学校法人等」という。）又は合併によって設立する学校法人等（以下「新学校法人等」という。）の概要  
(1)～(6) [略]
- 2 [略]

添付書類

- 1～3 [略]
- 4 申請者が私立学校法第129条の規定により選任された者であることを証する書類（合併により新たに学校法人等を設立する場合に限る。）
- 5～14 [略]
- 15 新学校法人等の役員等が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類（誓約書）

16～18 [略]

様式第17号

[略]

学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）解散認可（認定）申請書

このたび、学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）を解散したいので、私立学校法第50条第2項（第64条第5項において準用する同法第50条第2項）の規定により申請します。

[略]

様式第18号

[略]

学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）合併認可申請書

このたび、下記のとおり合併したいので、私立学校法第52条第2項（第64条第5項において準用する同法第52条第2項）の規定により申請します。

記

- 1 合併後存続する学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人（以下「学校法人等」という。）又は合併によって設立する学校法人等（以下「新学校法人等」という。）の概要  
(1)～(6) [略]
- 2 [略]

添付書類

- 1～3 [略]
- 4 申請者が私立学校法第55条の規定により選任された者であることを証する書類（合併により新たに学校法人等を設立する場合に限る。）
- 5～14 [略]
- 15 新学校法人等の役員のうち、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類
- 16 新学校法人等の役員の役員欠格事由に該当しない旨の宣誓書
- 17 新学校法人等の監事の当該新学校法人等の理事、評議員又は職員と兼ねていない旨の宣誓書
- 18～20 [略]

様式第19号

[略]

学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）組織変更認可申請書

このたび、学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）の組織を変更したので、私立学校法第152条第7項の規定により申請します。

[略]

添付書類

1～12 [略]

13 役員等が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類（誓約書）

14～17 [略]

様式第20号

[略]

学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）寄附行為補充請求書

このたび、学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）の寄附行為の補充を受けたいので、私立学校法第25条第1項（第152条第6項において準用する同法第25条第1項）の規定により申請します。

[略]

様式第21号～様式第26号 [略]

様式第19号

[略]

学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）組織変更認可申請書

このたび、学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）の組織を変更したので、私立学校法第64条第6項の規定により申請します。

[略]

添付書類

1～12 [略]

13 役員のうち、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類

14 役員の役員欠格事由に該当しない旨の宣誓書

15 監事の当該学校法人等の理事、評議員又は職員と兼ねていない旨の宣誓書

16～19 [略]

様式第20号

[略]

学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）寄附行為補充請求書

このたび、学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）の寄附行為の補充を受けたいので、私立学校法第32条第1項（第64条第5項において準用する同法第32条第1項）の規定により申請します。

[略]

様式第21号～様式第26号 [略]

様式第27号

[略] 校 地 変 更 届 [略] 記
<u>1</u> 学校の名称 <u>2～4</u> [略]
[略]

様式第28号

[略] 校 舎 等 変 更 届 [略] 記
<u>1</u> 学校の名称 <u>2～4</u> [略]
[略]

様式第29号・様式第30号 [略]

様式第31号

[略] 通信制の課程に関する規程変更届 [略] 記
<u>1</u> 学校の名称 <u>2～4</u> [略]
[略]

様式第27号

[略] 校 地 変 更 届 [略] 記
<u>1～3</u> [略]
[略]

様式第28号

[略] 校 舎 等 変 更 届 [略] 記
<u>1～3</u> [略]
[略]

様式第29号・様式第30号 [略]

様式第31号

[略] 通信制の課程に関する規程変更届 [略] 記
<u>1～3</u> [略]
[略]

様式第32号 [略]

様式第33号

[略]  
寄附行為変更届(報告書)

このたび、学校法人(私立学校法第152条第5項の法人)の寄附行為を変更したので、私立学校法第108条第5項(第152条第6項において準用する同法第108条第5項、私立学校法等施行細則第4条)の規定により届け出(報告)します。

[略]

様式第34号

[略]  
学校法人(私立学校法第152条第5項の法人)解散届

このたび、学校法人(私立学校法第152条第5項の法人)を解散したので、私立学校法第109条第5項(第152条第6項において準用する同法第109条第5項)の規定により届け出ます。

[略]

様式第32号 [略]

様式第33号

[略]  
寄附行為変更届(報告書)

このたび、学校法人(私立学校法第64条第4項の法人)の寄附行為を変更したので、私立学校法第45条第2項(第64条第5項において準用する同法第45条第2項、私立学校法等施行細則第4条)の規定により届け出(報告)します。

[略]

様式第34号

[略]  
学校法人(私立学校法第64条第4項の法人)解散届

このたび、学校法人(私立学校法第64条第4項の法人)を解散したので、私立学校法第50条第4項(第64条第5項において準用する同法第50条第4項)の規定により届け出ます。

[略]

様式第35号

[略]  
清算人就職届

このたび、学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）の清算人に就職したので、私立学校法第115条（第152条第6項において準用する同法第115条）の規定により届け出ます。

[略]

様式第35号

[略]  
清算人就職届

このたび、学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）の清算人に就職したので、私立学校法第50条の7（第64条第5項において準用する同法第50条の7）の規定により届け出ます。

[略]

様式第36号

[略]  
清算終了届

このたび、学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）の清算を結了したので、私立学校法第122条（第152条第6項において準用する同法第122条）の規定により届け出ます。

[略]

様式第36号

[略]  
清算終了届

このたび、学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）の清算を結了したので、私立学校法第50条の14（第64条第5項において準用する同法第50条の14）の規定により届け出ます。

[略]

様式第37号

[略]  
登記完了届（報告書）

このたび、学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）の下記事項を登記したので、私立学校法施行令第6条第1項（私立学校法等施行細則第4条）の規定により届け出（報告し）ます。

[略]

様式第37号

[略]  
登記完了届（報告書）

このたび、学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）の下記事項を登記したので、私立学校法施行令第2条第1項（私立学校法等施行細則第4条）の規定により届け出（報告し）ます。

[略]

様式第38号

[略]  
理事長等就任（退任）報告書

このたび、学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）の理事長等（理事長、代表業務執行理事）を変更したので、私立学校法等施行細則第4条（第7条において準用する同規則第4条）の規定により報告します。

[略]

様式第39号

[略]  
役員等変更届

このたび、学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）の役員等を変更したので、私立学校法施行令第6条第2項の規定により届け出ます。

[略]

添付書類

- 1・2 [略]
- 3 役員等の就任承諾書（辞任書）
- 4 新役員等の履歴書
- 5 役員等が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類（誓約書）

6 [略]

様式第40号・様式第41号 [略]

様式第38号

[略]  
理事長就任（退任）報告書

このたび、学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）の理事長を変更したので、私立学校法等施行細則第4条（第7条において準用する同規則第4条（理事長代理の場合は、私立学校法施行令第2条第2項））の規定により報告します。

[略]

様式第39号

様式第40号

[略]  
役員変更届

このたび、学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）の役員を変更したので、私立学校法施行令第2条第2項の規定により届け出ます。

[略]

添付書類

- 1・2 [略]
- 3 役員等の就任承諾書（辞任書）
- 4 新役員等の履歴書
- 5 役員の中に、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類
- 6 新役員等の役員欠格事由に該当しない旨の宣誓書
- 7 監事が当該学校法人等の理事、評議員又は職員と兼ねていない旨の宣誓書
- 8 [略]

様式第41号・様式第42号 [略]

様式第42号

[略] 教 員 異 動 報 告 書 [略] 記 [略]
<u>1</u> 学校の名称
<u>2・3</u> [略]

様式第43号～様式第48号 [略]

様式第43号

[略] 教 員 異 動 報 告 書 [略] 記 [略]
<u>1・2</u> [略]

様式第44号～様式第49号 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の私立学校法等施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の私立学校法等施行細則の規定によるものとみなす。

### 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年宮城県規則第95号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(擁壁等の設置に代える他の措置)</p> <p>第10条 令第20条第1項に規定する令第8条（令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定による擁壁又は令第14条（令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代える他の措置とは、次の各号に掲げる工法による措置とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、<u>知事</u>が<u>適当</u>と認める工法</p> <p>(資格者の登録)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の規定により登録を受けようとする者は、工事設計資格者登録申請書（様式第11号）に履歴書及び履歴を証明する書類を添付して、<u>知事</u>に申請しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(協議)</p> <p>第12条 法第15条第1項又は法第34条第1項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事について知事と協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第13号）の正本及び副本に、規則<u>第7条第1項各号</u>（<u>第5号、第7号から第</u></p>	<p>(擁壁等の設置に代える他の措置)</p> <p>第10条 令第20条第1項に規定する令第8条（令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定による擁壁又は令第14条（令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代える他の措置とは、<u>公園緑地、広場等に供されている場所で災害の防止上支障がないと認められる土地における</u>次の各号に掲げる工法による措置とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>前5号</u>に掲げるもののほか<u>知事</u>が<u>適当</u>と認める工法</p> <p>(資格者の登録)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の規定により登録を受けようとする者は、工事設計資格者登録申請書（様式第11号）に履歴書及び履歴を証明する書類を添付して知事に申請しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(協議)</p> <p>第12条 法第15条第1項又は法第34条第1項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事について知事と協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第13号）の正本及び副本に、規則<u>第7条第1項又は規則第63条第1項</u>に規定</p>

10号まで及び第12号を除く。)及び第7条第6号から第9号までに規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第15条第1項又は法第34条第1項の規定により土石の堆積に関する工事について知事と協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書(様式第14号)の正本及び副本に、規則第7条第2項各号(第5号から第8号まで及び第10号を除く。)及び第7条第6号から第9号までに規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3・4 [略]

#### 様式第8号(第7条関係)

土地使用同意書 [略]
同意に当たっての留意事項
1 [略] 土地の所有者、管理者又は占有者(以下「土地所有者等」という。)は、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならないと定められています(法第22条第1項及び法第41条第1項)。 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められる場合においては、土地所有者等は、盛土の改良、土石の除却等の工事を命じられることがあります(法第23条第1項及び法第42条第1項)、この命令に違反した場合には、1年以下の <u>拘禁刑又は300万円以下の罰金に処せられることがあります</u> (法第56条第3号)。 所有、管理又は占有する土地の利用について同意をする場合には、許可申請に係る工事の内容について <u>十分に確認</u> してください。
2 [略]

する書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 法第15条第1項又は法第34条第1項の規定により土石の堆積に関する工事について知事と協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書(様式第14号)の正本及び副本に、規則第7条第2項又は規則第63条第2項に規定する書類を添付して知事に提出しなければならない。

3・4 [略]

#### 様式第8号(第7条関係)

土地使用同意書 [略]
同意に当たっての留意事項
1 [略] 土地の所有者、管理者又は占有者(以下「土地所有者等」という。)は、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならないと定められています(法第22条第1項、 <u>第41条第1項</u> )。 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められる場合においては、土地所有者等は、盛土の改良、土石の除却等の工事を命じられることがあります(法第23条第1項、 <u>第42条第1項</u> )、この命令に違反した場合には、1年以下の <u>懲役または300万円以下の罰金に処せられ</u> ことがあります(法第56条第3号)。 所有、管理又は占有する土地の利用について同意をする場合には、許可申請に係る工事の内容について <u>しっかり確認</u> してください。
2 [略]

土地所有者等は、土地又は土地において行われている工事の状況について、県から必要な報告を求められることがあります（法第25条及び法第44条）。

この報告をせず、又は虚偽の報告をすると罰則の対象となり、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられることがあります（法第58条第5号）。

土地所有者等は、土地又は土地において行われている工事の状況について、県から必要な報告を求められることがあります（法第25条、第44条）。

この報告をせず、又は虚偽の報告をすると罰則の対象となり、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられることがあります（法第58条第5号）。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の規定によるものとみなす。

宮城県訓令甲第5号

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程（昭和53年宮城県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>別表第3（第3条関係）                      (1)・(2) [略]</p> <p>(3)～(11) [略]                      備考 [略]</p>	<p>別表第3（第3条関係）                      (1)・(2) [略]  <u>(3) 東京事務所に勤務する職員</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用職員</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">勤務時間</th> <th style="text-align: center;">休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全職員</td> <td style="text-align: center;">A勤務</td> <td style="text-align: center;">午前9時15分から午後6時 まで</td> <td style="text-align: center;">午後零時から午後1時まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">B勤務</td> <td style="text-align: center;">午前8時30分から午後5時 15分まで</td> <td style="text-align: center;">同</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">C勤務</td> <td style="text-align: center;">午前8時から午後4時45分 まで</td> <td style="text-align: center;">同</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(12) [略]                      備考 [略]</p>	適用職員	区分	勤務時間	休憩時間	全職員	A勤務	午前9時15分から午後6時 まで	午後零時から午後1時まで		B勤務	午前8時30分から午後5時 15分まで	同		C勤務	午前8時から午後4時45分 まで	同
適用職員	区分	勤務時間	休憩時間														
全職員	A勤務	午前9時15分から午後6時 まで	午後零時から午後1時まで														
	B勤務	午前8時30分から午後5時 15分まで	同														
	C勤務	午前8時から午後4時45分 まで	同														

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

## 宮城県告示第158号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 8 年 3 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要  
別冊のとおり
- 2 認可年月日  
令和 8 年 3 月 17 日

## 宮城県告示第159号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。）第 108 条第 4 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 8 年 3 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区 域	南三陸町区域（宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区）
区 分	小型定置漁業
同意成立の届出年月日	令和 8 年 2 月 26 日
発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町歌津字港 93-6 阿部 克樹 本吉郡南三陸町歌津字伊里前 325-27 阿部 洋
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 6 条に規定する漁業
特定第 2 号漁業者数	5 人

## 宮城県告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 施行者の名称

登米市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

#### (1) 種類

登米都市計画下水道事業

#### (2) 名称

登米市公共下水道

### 3 事業施行期間

「平成11年8月17日から令和8年3月31日まで」を「平成11年8月17日から令和13年3月31日まで」に変更する。

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

平成元年宮城県告示第109号、平成3年宮城県告示第442号、平成4年宮城県告示第719号、平成5年宮城県告示第1317号、平成8年宮城県告示第253号、平成9年宮城県告示第340号、平成11年宮城県告示第935号、平成12年宮城県告示第944号、平成16年宮城県告示第667号、平成22年宮城県告示第989号、平成27年宮城県告示第2644号、平成30年宮城県告示第367号及び平成31年宮城県告示第413号の事業地に迫町北方金ヶ森、北方大洞、北方高見、佐沼西佐沼の一部を加える。

同事業地に、南方町照井、瀬ノ淵、雷、王塚の一部を加える。

同事業地に、中田町石森川前、石森霜降館、石森西田、石森室木、石森町、石森前田、石森越戸、石森新田、石森小人町、石森若林、石森霜田、石森駒牽、石森蓬田、上沼境前、上沼境後、上沼新南要害浦、上沼堀米、上沼金谷、上沼弥勒寺大下、上沼弥勒寺寺山、宝江黒沼十文字、宝江黒沼大海崎、宝江黒沼亀ヶ岡、宝江黒沼新荒神堂、宝江黒沼東、宝江黒沼浦、宝江黒沼兵庫、宝江黒沼新兵庫、宝江黒沼町、宝江黒沼西野、宝江新井田神畑、宝江新井田南新田、宝江新井田後田、宝江新井田館、宝江新井田細谷前、宝江新井田細谷、宝江新井田新細谷、宝江新井田地極田の一部を加える。

同事業地から、迫町北方大洞、北方日向前、北方川戸沼、北方石打坂、北方東富永、佐沼天神前、森芝前、森新田、佐沼北散田、佐沼十五疇、佐沼新駒木袋、佐沼南駒木袋の一部を削る。

同事業地から、南方町鴻ノ木の一部を削る。

同事業地から、中田町上沼大柳、宝江新井田荒谷、宝江新井田並柳の一部を削る。

同事業地から、登米町日野渡南田、日野渡内の目、寺池渋江、寺池細谷、寺池馬場塚、寺池目子待井、寺池辺室山、寺池上町、寺池桜小路、寺池八丁田待井、寺池金沢山の一部を削る。

## 宮城県告示第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 施行者の名称

涌谷町

### 2 都市計画事業の種類及び名称

#### (1) 種類

大崎広域都市計画下水道事業

#### (2) 名称

涌谷町公共下水道

### 3 事業施行期間

「平成5年1月12日から令和8年3月31日まで」を「平成5年1月12日から令和13年3月31日まで」に変更する。

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

変更なし

## 宮城県告示第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 施行者の名称

山元町

### 2 都市計画事業の種類及び名称

#### (1) 種類

山元都市計画下水道事業

#### (2) 名称

山元町特定環境保全公共下水道

### 3 事業施行期間

「平成2年1月30日から令和8年3月31日まで」を「平成2年1月30日から令和15年3月31日まで」に変更する。

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

変更なし

## 宮城県告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地  
一般社団法人宮城県交通安全協会 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目2番3号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収及び収納の内容  
公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）に定める各種手数料
- 3 指定年月日  
令和8年2月24日
- 4 委託年月日  
令和8年2月27日
- 5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 宮城県告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社寺岡精工 東京都大田区久が原5丁目13番12号
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類  
セルフレジ（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供するレジスターをいう。）を通じて納付される歳入
- 3 指定年月日  
令和8年1月29日
- 4 指定期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮城県告示第 165 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第18項の規定により、美里東部土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和 8 年 3 月 17 日

宮城県北部地方振興事務所  
所長 伊藤 正弘

1 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和 8 年 3 月 10 日	千葉 令一	遠田郡美里町北浦字中組85番地	理事
令和 8 年 3 月 10 日	後藤 充弘	大崎市鹿島台木間塚字竹谷24番地	理事
令和 8 年 3 月 10 日	中塩 栄一	石巻市北村字蛇ヶ沢 2 番地 7	理事
令和 8 年 3 月 10 日	佐々木 啓	遠田郡美里町木間塚字夫婦沼東53番地	理事
令和 8 年 3 月 10 日	須田 正明	遠田郡美里町二郷字千代窪二号17番地 2	理事
令和 8 年 3 月 10 日	千葉 茂	遠田郡美里町南小牛田字下小牛田屋敷25番地	理事
令和 8 年 3 月 10 日	繁泉 勝弘	遠田郡美里町大柳字宮前 4 番地	理事
令和 8 年 3 月 10 日	上田 綾三	遠田郡美里町二郷字高玉五号13番地 2	理事
令和 8 年 3 月 10 日	千葉 孝彦	遠田郡美里町青生字水越72番地 1	理事
令和 8 年 3 月 10 日	車塚 喜悦	東松島市西福田字坂ノ入 3 番地 2	理事
令和 8 年 3 月 10 日	及川 一	遠田郡美里町字勘堂 146 番地	監事
令和 8 年 3 月 10 日	畑中 秀	大崎市鹿島台平渡字西銭神32番地	監事
令和 8 年 3 月 10 日	渡邊 貴幸	遠田郡美里町福ヶ袋字赤江浦 4 番地	監事

2 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和 8 年 3 月 9 日	千葉 令一	遠田郡美里町北浦字中組85番地	理事
令和 8 年 3 月 9 日	後藤 充弘	大崎市鹿島台木間塚字竹谷24番地	理事
令和 8 年 3 月 9 日	中塩 栄一	石巻市北村字蛇ヶ沢 2 番地 7	理事
令和 8 年 3 月 9 日	佐々木 啓	遠田郡美里町木間塚字夫婦沼東53番地	理事
令和 8 年 3 月 9 日	須田 正明	遠田郡美里町二郷字千代窪二号17番地 2	理事
令和 8 年 3 月 9 日	千葉 茂	遠田郡美里町南小牛田字下小牛田屋敷25番地	理事
令和 8 年 3 月 9 日	繁泉 勝弘	遠田郡美里町大柳字宮前 4 番地	理事
令和 8 年 3 月 9 日	齋藤 昌徳	遠田郡美里町青生字松ヶ崎79番地	理事
令和 8 年 3 月 9 日	青砥 久	遠田郡美里町練牛字三十三号37番地	理事
令和 8 年 3 月 9 日	千葉 正二	東松島市大塩字餅田13番地	理事
令和 8 年 3 月 9 日	及川 一	遠田郡美里町字勘堂 146 番地	監事
令和 8 年 3 月 9 日	畑中 秀	大崎市鹿島台平渡字西銭神32番地	監事
令和 8 年 3 月 9 日	上田 綾三	遠田郡美里町二郷字高玉五号13番地 2	監事

**宮城県告示第 166 号**

小山田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、令和 8 年 3 月11日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 8 年 3 月17日

宮城県北部地方振興事務所  
所長 伊 藤 正 弘

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第37条の規定により、令和5年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和8年3月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 開示請求の件数及び開示請求に対する決定内容

請求件数	決 定 内 容						
	開示	部分開示	不開示	存 否 応答拒否	文 書 不存在	その他	処理中
1,259	500	446	5	11	79	218	0

(注)「その他」は、「取下げ」又は「却下」である。

2 開示決定等に対する審査請求の件数及びその処理状況

令和4年 度からの 継続分	令和5年 度の審査 請求	計	処 理 状 況					
			裁 決				取下げ	審理中
			認容	一部 認容	棄却	却下		
21	8	29	2	3	0	2	2	20

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）第20条の規定により、令和5年度における個人情報の保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和8年3月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 開示請求等の件数及び開示請求等に対する決定内容

区分	請求件数	決 定 内 容						
		開示	部 分 開 示	不開示	存否応 答拒否	文 書 不存在	その他	処理中
開示請求	348	59	258	3	0	16	12	0
訂正請求	0	0	0	0	0	0	0	0
利用停止 請 求	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)「その他」は、「取下げ」又は「却下」である。

2 開示決定等に対する審査請求の件数及びその処理状況

令和4年 度からの 継続分	令和5年 度の審査 請求	計	処 理 状 況					
			裁 決				取下げ	審理中
			認容	一部 認容	棄却	却下		
22	6	28	0	2	1	0	0	25

(注) 審理中には訂正決定に対する審査請求が2件、利用停止決定に対する審査請求2件を含む。

3 上記1及び2以外の運用状況

(1)	個人情報ファイル簿の作成件数	857
(2)	要配慮個人情報を含む個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿の作成件数	62
(3)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号が含まれる特定個人情報ファイル簿の作成件数	85
(4)	要配慮個人情報が含まれる特定個人情報ファイル簿の作成件数	8
(5)	個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの取扱いの業務委託等の状況	43
(6)	個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第1項に基づく個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの利用目的以外の目的のための利用及び提供の件数	10
(7)	法第69条第2項に基づく個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの利用目的以外の目的のための利用及び提供の件数	9
(8)	法第71条第1項に規定する外国にある第三者への個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの利用目的以外の目的のための提供の件数	0
(9)	仮名加工情報データベース等の保有件数	0
(10)	匿名加工情報データベース等の保有件数	0
(11)	行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案募集の件数及び利用契約締結状況	0
(12)	行政機関等匿名加工情報ファイルの取扱いの業務委託等の状況	0
(13)	開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る訴訟の状況	0
(14)	個人情報の漏えい等事案に対する損害賠償請求事件の状況	0

(15)	実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況	0
(16)	事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況	0

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 8 年 3 月 17 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	岩沼市志賀字新深田 4
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	岩沼市志賀字鳥居原 1 番地 株式会社 佐藤煙火

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和 8 年 3 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立光明支援学校及び宮城県立利府支援学校給食調理等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和 8 年 2 月 26 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地  
北日本幸食有限会社 宮城県仙台市泉区南光台二丁目36番21号
- 5 落札金額  
49,740,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和 8 年 1 月 16 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立秋保かがやき支援学校給食調理等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年2月26日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地  
株式会社東武 宮城県仙台市青葉区立町1番2号 広瀬通東武ビル8階
- 5 落札金額  
44,520,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和8年1月16日